

第32号議案 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例

＜目次＞	ページ
1 改正する条例	2
2 改正の概要	2～3
3 施行期日	3
4 新旧対照表	4～6
5 【参考】オンライン申請の概要	7

中央総合事務所

令和6年2月

1 改正する条例

長崎市印鑑条例

2 改正の概要

(1) 背景

令和4年10月から導入している長崎市電子申請サービス(※1)に、新たにオンライン決済機能が追加されることに伴い、戸籍、住民票、印鑑登録証明書等のオンライン申請を開始し、市民サービスの向上を図る。

(2) 改正の理由

長崎市電子申請サービスを使用した印鑑登録証明書のオンライン申請を開始するにあたり、必要な手続きを定め、併せてその他所要の整備を行うもの。

なお、戸籍や住民票等のオンライン申請については、法令等により手続きが定められている。

※1 長崎市電子申請サービスとは、市役所の窓口に行くことなく、インターネットを利用してオンラインで長崎市への各種申請等を行える仕組み。

(3) 改正の内容

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例第3条第1項(※2)の規定により、長崎市電子申請サービスを使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を省略するものとし、印鑑登録者が自ら行わなければならない旨を定める。

～印鑑登録証明書の交付申請方法等～

No.	1	2	3	4
申請方法	窓口	窓口	コンビニ (多機能端末機)	オンライン (パソコン、スマートフォン)
申請者	印鑑登録者本人又は代理人	印鑑登録者本人	印鑑登録者本人	印鑑登録者本人
必要なもの	印鑑登録証	マイナンバーカード	マイナンバーカード	マイナンバーカード
交付方法	窓口	窓口	多機能端末機	郵送
根拠条例	長崎市印鑑条例第14条第1項	長崎市印鑑条例第14条第1項後段	長崎市印鑑条例第14条第2項	長崎市印鑑条例第15条(新設)

※2 長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、市の機関等が別に定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

3 施行期日 令和6年9月2日
ただし、第3条第2項第4号の改正規定は、公布の日

4 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長崎市印鑑条例</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第3条(略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4) 印影の大きさが<u>1辺</u>の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は<u>1辺</u>の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>(5)～(6)(略)</p> <p>3(略)</p> <p>第4条～第13条(略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、自ら個人番号カード又は移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等を自動的に交付す</p>	<p>○長崎市印鑑条例</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第3条(略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4) 印影の大きさが<u>一辺</u>の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は<u>一辺</u>の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>(5)～(6)(略)</p> <p>3(略)</p> <p>第4条～第13条(略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、自ら個人番号カード又は移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等を自動的に交付す</p>

改正後	改正前
<p>る機能を有するものをいう。<u>第16条第2項</u>において同じ。)に当該個人番号カード又は移動端末設備に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p><u>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付申請)</u></p> <p><u>第15条 長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例(令和4年長崎市条例第23号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を省略するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請は、印鑑登録者が自らこれを行わなければならない。</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第<u>16</u>条 市長は、<u>第14条第1項又は前条</u>の規定による印鑑登録証明書の交付の申請が適正であると認めるときは、当該申請をした者に対し印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>第14条第2項</u>の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>	<p>る機能を有するものをいう。次条において同じ。)に当該個人番号カード又は移動端末設備に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第<u>15</u>条 市長は、<u>前条第1項</u>の規定による印鑑登録証明書の交付の申請が適正であると認めるときは、当該申請をした者に対し印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>前条第2項</u>の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(代理人) 第17条(略) (関係人に対する質問) 第18条(略) (閲覧の禁止) 第19条(略) (長崎市行政手続条例の適用除外) 第20条(略) (委任) 第21条(略)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和6年9月2日から施行する。ただし、第3条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>(代理人) 第16条(略) (関係人に対する質問) 第17条(略) (閲覧の禁止) 第18条(略) (長崎市行政手続条例の適用除外) 第19条(略) (委任) 第20条(略)</p>

5 【参考】オンライン申請の概要

対象証明書

戸籍、住民票、印鑑登録証明書、税証明書 など

申請の流れ

